

受注型企画旅行取引条件説明書面

(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)

(旅行業法第12条の5による契約書面)

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社エコカラーズ(福岡県古賀市美明 2丁目14番15号/福岡県知事登録旅行業第3-1051、以下「当社」といいます。)がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が受けうることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施するものであり、旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結する事になります。
- (2) 「国内旅行」は日本国内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほか旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金等旅行条件に関する企画の内容を記載した書面(以下「企画書面」といいます。)、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)及び当社旅行業約款の受注型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)等によります。当社旅行業約款をご希望の方は、適宜当社へご請求ください。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受ける事ができるように、手配し、旅行を管理することを引き受けます。但し当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込み及び契約成立の時期

- (1) 当社は、当社に旅行契約の申込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、「企画書面」を交付します。
- (2) 当社は、(1)の企画書面において旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金(以下「企画料金」といいます。)の金額を明示することがあります。
- (3) 当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申込むとするお客様は、所定の申込書に所定事項をご記入の上、当社が別に定める金額の申込金を添えてお申込みください。
- (4) お客様との旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (5) 当社は書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合旅行条件は、当該書面を交付した際に成立するものとします。
- (6) 申込金は、旅行代金(企画料金を含む)、取消料、違約料の一部として取り扱います。
- (7) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取扱いに係る一切の代理権を契約責任者が負ういるとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに構成員の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に無い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申込み条件

- (1) お申込み時点未満年の方は親権者の同意書の提出又は親権者の同行を条件とせていた場合があります。
- (2) 身体に障害があるお持ちの方、妊娠中の方、アレルギーや宗教上等の理由により旅行の制限が必要な方、現在健康を損なっている方、その他補助が必要な方など特別な手配(車椅子の準備・パリアフリー施設の確保等)を必要とする場合は、旅行申込み時にその旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様の為に講じた特別な手配にかかる追加費用はお客様の負担となります。また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊他関係機関の状況等により必要書類のご提出、同伴者・介助者の同行を条件とする場合、日程の一部変更や交換をする場合があります。
- (3) お客様が旅行中に疾病・傷害その他の事由により医師の診断又は加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとる場合があります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (4) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨並びに復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日の連絡が必要です。
- (5) お客様が他の旅行團に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れあると判断した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (6) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (7) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。
- (8) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫衛生情報ホームページhttp://www.forth.go.jp/」でご確認ください。
- (9) 渡航先によって、官公署「非常事態宣言」「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発表されている場合があります。対象地区のお申込みの際に「危険情報に関する書面」をお渡し又はお伝えいたします。また、各官公署ホームページ及び情報「外務省海外安全ホームページhttp://www.anzen.mofa.go.jp/」でもご確認ください。旅行の申込みの際の旅行の目的地に「非常事態宣言」「海外危険情報」が発表された場合は、当社は旅行契約の内容を変更又は解除及び催行を中止することができます。また、当社が安全に適切な措置が取れると判断して旅行を催行する場合に、お客様の判断により旅行取り止めの決定がなされた場合、当社は所定の取消料を申し受けます。

4. 契約書面及び確定書面(最終日程表)の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお客様にお渡しいたします。なお、この条件書及び企画書面等、旅行代金の領収書、確定書面(最終日程表)は契約書面の一部となります。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところにあります。
- (3) 確定した日程、航空機の便名及び宿泊機関名、集合・手続場所及び時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を旅行開始前までお渡します。お渡し方法は郵送、メール・インターネット等の電磁的記録でのご案内も含みます。
- (4) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面(最終日程表)に記載するところに特定されます。

5. 旅行代金のお支払い

- 旅行代金の額は、旅行契約成立後、当社が定める期日までにお支払いください。
- (1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証等の入国情に関する条件の取得はお客様の責任で行ってください。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせください。
- (2) 当社は「旅行業約款 渡航手続代行契約の部」の規定に基づき、別途

「渡航手続代行契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より委託された渡航手続の全部又は一部を代行することができます。

当社は、当社の責に帰すべき事由によらず、旅券・査証等の入国情に関する条件の取得ができず又は関係国への出入国が許可されなかつたとしてもその責任を負うものではありません。

6. 渡航手続

- (1) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証等の入国情に関する条件の取得はお客様の責任で行ってください。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせください。
- (2) 当社は「旅行業約款 渡航手続代行契約の部」の規定に基づき、別途
- (3) 「渡航手続代行契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より委託された渡航手続の全部又は一部を代行することができます。
- (4) 当社は、当社の責に帰すべき事由によらず、旅券・査証等の入国情に関する条件の取得ができず又は関係国への出入国が許可されなかつたとしてもその責任を負うものではありません。
- (5) 旅行契約内容の変更
- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は予め契約されていた旅行代金を変更する事があります。
- (2) 当社は旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様に予め了解やかに当該事由が当社の関与しないものである理由及び当該事由との因果関係を説明し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約を変更する事があります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。
- (3) 旅行代金の変更
- (1) 当社は旅行契約終了後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。
- (ア) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算して15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
- (イ) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (ウ) 第7項目により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増額したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備が不足したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (エ) 当社は、運送・宿泊機関の利用人件数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後(当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、契約書面等に記載したところにより旅行代金を変更します)。
- (オ) そのほか、契約書面上の特約にて記載した内容による旅行代金の変更是この限りではありません。
- (9) お客様の交代
- (1) お客様は当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した第三者に譲渡することができます。この場合当社が所定の用紙に記入の上、1人あたり1万円(税別)の手数料をお支払いいただけます。ただし、当社は、業務上の都合によりお客様の交代をお断りする場合があります。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。
- (10) お客様の解除権(取消料)
- (1) お客様は第2項の旅行契約後いつでも、次による取消料をお支払いいただけににより旅行契約を解除することができます。ただし、当社が運送・宿泊機関等が定める取消料、運送料その他の運賃・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用(以下、総称して「運送・宿泊機関取消料等」という。)の金額を、第2項の(1)の企画書面において証憑書類を添付して明示したときは、旅行者が旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、次による取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。なお、契約解除のお申出は、当社の営業日・営業時間内に受け付けます。(お申出の期日により取消料の額に差が生じることもあります)。また、お申込みの営業所の営業日・営業時間・連絡先等はお客様自身でもご確認ください
- (ア) 国内旅行に係る取消料
- a. 次項以外
- | 解 除 区 分 | 取 消 料(おひとり) |
|---|-------------|
| イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目(日帰り旅行にあっては11日目)に当たる日まで(当社が契約書面で企画料金の金額を明示した場合に限る) | 企画料金に相当する額 |
| ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日まで(10日前に当たる日までに当たる日まで) | 旅行代金の20% |
| ハ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降8日前に当たる日まで | 旅行代金の30% |
| 二. 旅行開始日の前日 | 旅行代金の40% |
| ホ. 旅行開始日当日(ハに掲げる場合を除く) | 旅行代金の50% |
| ヘ. 無連絡不参加及び旅行開始後 | 旅行代金の100% |
- b. 貸切船舶を利用する旅行契約
- 当該船舶に係る取消料の規定によります。(契約書面に明記します。)
- (イ) 海外旅行に係る取消料
- a. 次項以外
- | 解 除 区 分 | 取 消 料(おひとり) |
|---|-------------|
| イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目に当たる日まで(当社が契約書面で企画料金の金額を明示した場合に限る) | 企画料金に相当する額 |
| ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降3日目に当たる日まで | 旅行代金の20% |
| ハ. 旅行開始日の前日より以降開始日の前日までに掲げる場合を除く | 旅行代金の50% |
| ヘ. 無連絡不参加及び旅行開始後 | 旅行代金の100% |
- b. 貸切航空機を利用する旅行契約
- | 解 除 区 分 | 取 消 料(おひとり) |
|---|-------------|
| イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって91日目に当たる日まで(当社が契約書面で企画料金の金額を明示した場合に限る) | 企画料金に相当する額 |
| ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降31日目に当たる日まで | 旅行代金の20% |
| ハ. 旅行開始日の前日より以降開始日の前日までに掲げる場合を除く | 旅行代金の50% |
| ヘ. 無連絡不参加及び旅行開始後 | 旅行代金の100% |
- b. 貸切航空機を利用する旅行契約
- | 解 除 区 分 | 取 消 料(おひとり) |
|---|-------------|
| イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって91日目に当たる日まで(当社が契約書面で企画料金の金額を明示した場合に限る) | 企画料金に相当する額 |
| ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降31日目に当たる日まで | 旅行代金の20% |
| ハ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降21日目に当たる日まで | 旅行代金の50% |
| 二. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降4日目に当たる日まで | 旅行代金の80% |
| ホ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降に解除又は無連絡不参加の場合 | 旅行代金の100% |
- c. 本邦出港時及び帰国時に船舶を利用する旅行契約

当該船舶に係る取消料の規定によります。(契約書面に明記します。)

- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- (ア) 契約内容に変更されたとき、ただし、その変更が第21項の表左欄に掲げるものの他の重要なものであるときに限ります。
- (イ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- (エ) 当社がお客様に対し、第4項に定める期日までに確定書面(最終日程表)を交付しなかったとき。
- (オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。
- (4) 旅行契約成立後に、お客様の都合により出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

11. お客様の解除権

- (1) 旅行開始後において、お客様の都合により旅行契約を解除又是一時離脱した場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (2) お客様の責に帰すべき事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を妨げられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分から取消料、運送・違約料その他の費用に支払又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを、お客様に払い戻します。

12. 当社の解除権(旅行開始前)

- (1) お客様が第5項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日より旅行契約を解除します。この場合は第10項に定める取消料と同額の料金をお支払いただけます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明の上、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
- (ア) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないときと当社が認めるとき。
- (イ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。
- (ウ) お客様が契約内容に違反し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (エ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- (オ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のよう、当社が予め表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそれが極めて大きいとき。
- (カ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与しない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能になるおそれがあると極めて大きいとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(又は申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

13. 当社の解除権(旅行開始後)

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
- (ア) お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への遵従、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。
- (ウ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- (エ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与しない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 解除の効果及び払戻し
- (ア) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合、お客様と当社との契約関係は将来に向かってのみ消滅します。
- (イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がいたまでの提供を受けない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払い又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

14. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は第8項、第10項及び第11項(2)、第12項及び第13項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあてては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあてては契約書面に記載した旅行終了日より翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第18項又は第22項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を使用すること妨げるものではありません。

15. 契約解除後の帰路手配

- 当社は第13項(1)(ア)又は(エ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地、解散地等に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

16. 旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努めます。ただし、当社とお客様がこれと異なる特約を結んだ場合は、この限りではありません。
- (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講じます。
- (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替旅行サービスの手配を行なうこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努力します。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努力します。など契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (2) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にある認めたときは、必要な措置を講じることができます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。
- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を行なせるも

- (4) の(以下「手配代行者」といいます。)が行います。
添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等を含みます)の連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

17. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していただくときは、自由行動時間中に除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます。)の指示に従っていただきます。指示に従はずる団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

18. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があつたときに限ります。また、手荷物について生じた損害については損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあつては14日以内に、海外旅行にあつては21日以内に、当社に対して通知があつたときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変・戦乱・暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- (ウ) 官公署の命令、外國の入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- (エ) 自由行動時間中の事故 (オ) 食中毒 (カ) 交通事故
- (キ) 運送機関の遅延・不遜・スケジュールの変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

19. 特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する受注型企画旅行に参加するお客様が、その受注型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を受けたときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。通院見舞金、入院見舞金、死亡補償金の額は次表のとおりです。また、携行品に損害を受けたときは、「特別補償規程」により携行品損害補償金を支払います。携行品に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。うち、補償対象品の1個又は一对については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償しません。

国内 旅行	海 外 旅 行
通院見舞金 通院日数により1万円~5万円	通院日数により2万円~10万円
入院見舞金 入院日数により2万円~20万円	入院日数により4万円~40万円
死亡補償金 1,500万円	2,500万円

- (2) お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許もしくは酒酔い運転、疾患等のほか、受注型企画旅行の日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動機(モーターハンググライダー、マイクロライド機、ワールドライド機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事案によるものなど約款の別紙「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が予め受注型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、受注型企画旅行参加中はいたしません。

- (4) (1)の傷害・損害については、第18項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。

- (5) 当社が(1)による補償金支払義務と第18項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度においてお預りし、損害賠償義務とも履行されたものとします。

20. オプショナルツアーや情報提供

- (1) 当社の受注型企画旅行参加のお客様を対象として、別途の旅行代金を收受して実施する募集型企画旅行(以下「オプショナルツア」といいます。)のうち、当社が旅行企画・実施するものの第19項の適用については、当社は主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社旅行企画・実施のオプショナルツアーや、企画書面等に「旅行企画・実施/当社・株式会社ハッピーバルバ」で明示します。

- (2) オプショナルツアーやの旅行企画・実施者が当社以外の現地法人等である旨を企画書面等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。

- (ア) お申込みは原則として現地となり、お支払も現地となります。
(一部日本にてお申込み、お支払いできるものもあります。)

- (イ) 契約は現地の法令又は慣習に基づいて現地旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。

- (ウ) 契約の成立は、現地旅行会社等が承認したときに成立します。

- (エ) 契約成立後の解除・取消料については、お申込みの際、現地旅行会社等にご確認ください。

- (オ) 現地旅行会社等が実施するオプショナルツアーや旅程保証の対象とはなりません。

- (3) 当社は、オプショナルツアーや参加のお客様に発生した第19項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。

- (4) 当社は、企画書面等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載することができます。この場合、当該可能なスポーツに参加のお客様に発生した損害に対しては、当社は第19項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

21. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)(イ)(ウ)(エ)に該当する場合は変更補償金を支払いません。

- (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合は除きます。)

- a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変

- b. 戰乱

- c. 暴動

- d. 官公署の命令

- e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

- f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供

g. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置

- (イ) 第18項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。
(ウ) 第10項、第11項、第12項、第13項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。
(エ) 契約書面に記載した旅行サービスとの提供を受けることができたとき。
(2) (1)の規定にかかるわざで、当社が支払るべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払べき変更補償金額が1,000円未満の場合、変更補償金を支払いません。
(3) 当社はお客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行なうことがあります。
(4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第18項の規定に基づく当社の責任が発生する可能性がある場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返却していただきます。この場合、当社は、当社が支払すべき損害賠償金の額と、お客様が返却すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 = お支払い対象旅行代金 × 1件につき下記の率	
	旅行開始前	旅行開始後
(1) 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5%	3. 0%
(2) 契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます)その他の旅行目的の変更	1. 0%	2. 0%
(3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回した場合に限ります)	1. 0%	2. 0%
(4) 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0%	2. 0%
(5) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了したる空港の異なる場所への変更	1. 0%	2. 0%
(6) 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1. 0%	2. 0%
(7) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0%	2. 0%
(8) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1. 0%	2. 0%

- 注1) 「旅行開始日」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始日」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。
注2) 契約書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容の間に異なれば確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関の宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いもののへの変更を伴う場合は適用しません。
注5) 第4号又は第7号もしくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の内で複数発生した場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

22. オ客様の責任

- (1) オ客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはオ客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害賠償しなければなりません。
(2) オ客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他オ受注型企画旅行の内容について理解するよう努めなければなりません。
(3) オ客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申出ください。

23. 通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、所定の伝票への「会員の署名なしで旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます。)を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行のお申込みを受ける場合」があります。その場合、旅行代金の全額を清算することになります。ただし、当社が提携会社ども無署名取扱を含む加盟店契約がないときや、業者の理由等で承れない場合もあります。(所定の伝票に会員の署名をいたさない、クレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の受注型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内いたします。
(ア) 通信契約の申込みに際し、会員は申込みようとする「受注型企画旅行の名称」「出発日」等に加えて、「カード名」「会員番号」「カード有效期限」等を当社にお申出いただきます。
(イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾したときと成立するものとします。郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達したときに成立するものとします。
(ウ) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申し出があった日となります。

24. その他の

- (1) オ客様が個人的な案内、買い物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失、忘れ物回収による諸費用及び別行動手配のために発生した諸費用は、お客様に負担していただきます。
(2) オ客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することができますが、お買い物に際してはお客様の責任で購入していただきます。
(3) 当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
(4) 当社が旅行契約により旅程管理する義務を負う範囲は、出発(集合)してから、帰着(解散)するまでとなります。
(5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先又は緊急連絡先までご連絡ください。

25. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件・旅行代金の基準日は、それぞれ契約書面等に明示します。

26. 弁済業務保証金制度

当社は、一般社団法人全国旅行業協会の保証会員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過から当該契約に際し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかたときは、弁済業務保証金制度により、原則として一定額に達するまで弁済を受けることができます。

27. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきますが、当社は、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等について記載されています)の提供するサービス契約書面に記載の日程表及び契約書面及び確定書面に記載の手続(以下「手配等」といいます。)に必要な範囲内、並びに旅行先のお客様のショッピング店舗等に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先、バスポート番号ならびに情報等及び搭乗される航空便名等を予め電磁的方式で送付することによって提供いたします。お申込みいただく際には個人データの提供について、お客様に同意いただいとします。

- 当社では、そのほか旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスのご案内、当社の商品やキャッシュペースのご案内、旅行参加後のご意見見出し感想の提供のお願い、特典サービスの提供など、将来的により良い旅行商品を開拓するための分析、統計のためにお客様の個人情報を利用させていただきます。
当社は、旅行中に傷病があった場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があった場合等に備え、お客様の旅行中の緊急連絡先方の個人情報をお預かりしています。この個人情報を、お客様が傷病があった場合やお客様の旅行日程に大幅な変更が生じた場合など、緊急連絡の必要があると当社が判断した場合にのみ使用させていただきます。お客様は緊急連絡先方の個人情報を当社に提供することについての同意を得るものとします。

お申込みの際にお客様が

氏名(スペル)を誤って記入された場合
申込書にお客様のローマ字氏名を記入される際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりに記入ください。

お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係機関への氏名訂正が必要となります。この場合、当社は第9項お客様の交代の場合に準じて、交代手数料を申し受けます。
また、既に航空券が発券されている場合、特約に従い各便航方面ごとで別途取消手数料が発生する場合もございます。

空港諸税・燃油サーチャージのご案内

- (1) 契約書面等にてご案内する書面にて含まれるか含まれないかをご確認ください。空港諸税・燃油サーチャージは、旅行契約時点において確定した金額(日本円換算)で表記しています。

- (2) 空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合には、当該時点における当社換算レートにて再計算し、追加徵収・返金をさせていただく場合もございます。

安全についてのご案内

渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報/感染症情報など安全関係の情報がお届けしております。お申込みの際に当社係員にご確認ください。

より詳しい情報をお知りになりたい場合は下記までお問い合わせください。
外務省海外安全相談センター TEL:03-5501-8162

外務省安全情報FA Xセンター FAX:0570-023300

外務省海外安全情報 <http://www.anzen.mofa.go.jp>



株式会社エイトカラーズ

古賀オフィス

〒811-3101 古賀市天神 5丁目 1番 1号

FIATO 203号

福岡県知事登録旅行業 第3-1051号

総合旅行業務取扱管理者：下田 康弘

担当：下田 康弘